

鳴門市大麻町板東字中谷における残土処分場の開発許可に反対する意見書

鳴門市大麻町板東字中谷において残土処分場の開発が再び行われようとしている。かつて、平成11年に同地所で別事業者が開発をしようと計画したとき、地元住民は鳴門市の水源と地域の環境保全を目的に3000名余りの署名を集め、県や鳴門市に対し、残土処分場の開発を許可しないよう強く求めてきた。

鳴門市議会は、徳島県に対し、平成11年6月に、水道水源地に当たる板東谷川を汚染する残土処理場新設計画の許可申請については、環境汚染に対する不安を十分考慮の上、適切な措置がなされるよう強く要望した「大麻町板東字中谷地区残土処理場計画に関する要望決議」を、また平成15年6月には、うつくしい地域づくりや豊かな市民生活の充実を図るため、緑や清流の保全、野生動植物の保護に対して適切な措置がなされるよう「鳴門市のうつくしい緑と水と人との共生を図る要望決議」を提出した。

その後、地元住民の強い思いが届き、残土処分場の開発計画は中止された。

しかし、この度、新たな開発事業者が再び同地所にて残土処分場の開発に着手しようとしている。しかも、周辺地域住民の正式な同意を得ないまま、開発申請が進められている状態である。

鳴門市は、うつくしい海岸線、山地や河川などの自然に恵まれ、そこで生きる人々は長い歴史の中で多様な景観を育んできた。

地域で生活するものは、こうした自然を守り、後世に残していかなければならず、鳴門市の水源である板東谷川上流の環境を守る義務があると考えます。

以上のことから鳴門市議会は、徳島県に対し、大麻町板東字中谷の残土処分場の新設計画の許可申請については、地域住民の生活環境を守り、かつ、環境汚染に対する不安を十分考慮の上、慎重かつ適切な措置がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月18日

鳴門市議会